

令和4年第 7回
総 会
7月

白井市農業委員会会議録

令和4年7月7日 開会

令和4年7月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和4年7月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

8月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 7月22日金曜日
- ・事前審査会（案） 8月 2日火曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総 会（案） 8月 9日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和4年7月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

今年の梅雨明けに関しまして、例年になく早く、6月27日に明けたということで梅雨明けしました。

毎日猛暑日が続いております。

農作業等には大変御苦労されていると思います。

熱中症対策を十分にいただきまして、熱中症等にはならないように、健康管理には気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和4年7月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番、海老原 清委員、1番、伊藤 治委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年7月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、神々廻字西原の1筆です。

地目は畑。

地積は3,272平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は60アール。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転（売買）です。

2番、神々廻字太田の3筆です。

地目は田。

地積は3筆合計で3,072平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は65アール。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転（売買）です。

3番、平塚字小森下の3筆です。

地目は田。

地積は3筆合計で1,856平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は65アール。

義務者は記載のとおり。

事由は所有権移転（売買）です。

4番、富士字南園の3筆です。

地目は畑。

地積は3筆合計で3,742平方メートル。

権利者は記載のとおり。
経営面積は55アール。
義務者は記載のとおり。
申請事由は賃借権の設定です。
続きまして、2ページを御覧ください。

5番、富士字南園の1筆の一部です。

地目は畑。

地積は4,524平方メートルのうち1,800平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は55アール。

義務者は記載のとおり。

申請事由は賃借権の設定です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

海老原 清委員、お願いします。

海老原清委員

班長、海老原です。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、権利者の代理人として、義務者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに管理されております。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は耕運機1台。

労働力は、世帯人が2人。

2人とも農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、300日。

技術力もあります。

面積要件についても、下限の50アールをクリアしています。

現在、所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、

許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、審査資料2番、3番を御覧ください。

同一案件ですので、一括して説明いたします。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約2キロメートルの場所と、北へ約4キロメートルの場所に位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに管理されており、進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者は農機具を所有しておりませんが、2番の田に関しては、平塚の農家へ作業委託をし、農作業を行う予定です。

畑については、申請者自身で野菜等を作付けする予定です。

面積要件については、下限の50アールをクリアしています。

現在、所有する農地は、現地調査を行った際に材木置き場になっておりましたが、是正するように指導したところ、昨日には是正されていました。

過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、調査資料4番、5番を御覧ください。

当日は、権利者本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から南西へ約3キロメートルに位置しています。

申請地の現状についてですが、きれいに管理されております。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、耕運機1台、農具はそろっています。

労働力は、世帯員が2人で、2人とも農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、300日。

技術力についても、権利者が指導しているようで問題ありません。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、

許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、2番について、最適化推進委員の齊藤和博委員、お願いします。

齊藤和博委員 推進委員の齊藤です。

まず、1番目ですけれども、権利者の方はパートに出ているんですけれども、パートの日数を減らして、今後は農業を取り組みたいということで、花を取りあえず栽培してみたいと。

花とあれて、6反ぐらい。

ここで、所有権移転分と権利者からの相続で自分でもらったもの合わせて約6反分を3種類の花で取りあえずチャレンジをしてみたいということです。

2番の関係ですけれども、義務者の方については、体を壊して田んぼも2年先作っていないんですけれども、所有権移転で売買するということで、今、整地されてきれいになっております。

今後、委託をしながら水稻を作付するということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の海老原菊夫委員、お願いします。

海老原菊夫委員 推進委員の海老原です。

義務者の方に電話で聞きました。

義務者の方は、10年前の震災で福島からこちらへ引っ越してきて、やっぱり農家をやりたいということで、農地を買って今の平塚に畑を作っています。

ここで今、また戻れるようになったということで、帰りたいということで、土地を処分したいということなので、なるべく早めに処分したいということでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

4番、5番について、最適化推進委員の中嶋健次委員。

中嶋健次委員 権利者は、義務者のところで2年近く研修を受けておりまして、これからも野菜を頑張っていくそうです。

義務者の方も高齢なので、権利者の方に全部任せるみたいな感じですね。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入

ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

今井委員。

今井幹代委員 農業委員の今井です。

4番、5番の件ですが、権利者の方の住まいが都内ということで、距離的に20キロもあるということなんですけど、毎日通うのか、こちらに泊まれるようなところがあるのか、どんなふうになさっているのでしょうか。

中嶋健次委員 事前審査のときに、朝早く来れば40分で来られるということで、昼間だと1時間半はかかるだろうなと思ったんですが、やる気満々でいますから、大丈夫だと思います。

今井幹代委員 ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに可決します。

3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番、許可することに可決します。

4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、4番、許可することに可決します。

5番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、5番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局、大野です。

3ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年7月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、復字台山1筆の一部です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は3,374平方メートルのうち1,500平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者は記載のとおり。

申請事由は一時転用、仮設現場事務所等設置及び資材置き場。

2番、富塚字宮ノ前の1筆です。

地目は畑。

地積は496平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者は記載のとおり。

申請事由は使用賃借権の設定、分家住宅。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

班長の海老原 清委員をお願いします。

海老原清委員 班長の海老原です。

審査資料6番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者ともに代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所より南へ0.5キロメートル。

進入路は市道により確保されております。

農地区分としては農用地区域内の農地です。

次に、一般基準ですが、本申請は、仮設現場事務所及び資材置き場ということですが、申請面積は1,500平方メートルであり、転用面積との関係においても面積妥当と思われる。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画ではゲートを設置し、防火や第三者立入りの禁止措置を行う計画となっております。

汚水排水については発生しません。

雨水については自然浸透を行います。

権利者は、隣接地にて予定されている白井データセンタープロジェクトに関する道路工事を9月から着手するため、早期に仮設現場事務所及び資材置き場が必要であることから、先行して本申請を行うもので、必要性についても認められ、併せて許可後、速やかに作業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上です。

次に、申請資料7番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者ともに、代理人が出席されました。

立地基準ですが、申請地は市役所より北西へ約2.5キロメートル。

進入路は確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地であるため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は分家住宅ということですが、申請面積は496平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。

申請地は、農業用水の使用に支障をきたすものではありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では、周囲三方は土砂流出防止のためブロック1段2段積みを行う計画です。

汚水排水については、下水本管へ接続。

雨水については、浸透ますで対応します。

この計画を申請地所有者に確認したところ、問題ありませんとのことでした。

よって、隣接地の営農状況に支障をきたすことはないと思われます。

権利者は義務者の長男との理由もあり、必要性においても認められ、併せて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1 番について、最適化推進委員の秋本善久委員をお願いします。

秋本善久委員 推進委員の秋本です。

この件につきましては、一時転用のことから、また、資料6の17にあります農地復元誓約書などがあることから、特に問題ないと思われます。

また、出席したときに、権利者の東電の方にも最後の完了工事を確認したところ、終わった速やかに復元するという回答も頂いておりますので、特に問題ないと思います。

笠井会長 ありがとうございます。

2 番について、最適化推進委員の小林幸子委員をお願いします。

小林幸子委員 推進委員の小林です。

今回、義務者の方にお伺いしたところ、前回、事前審査会のときに質問が出た内容についてお聞きしました。

そうしたところ、質問は、畑を細かく分けてあって、今回申請地と隣の間が5メートルぐらい空いているらしいんですが、その空いている部分というのは、将来的にもし向かいを建てた場合、隣の家との日照権の問題でもめたりすることがあってはいけないということで、幅を広めに空けたということを義務者の方がおっしゃっていました。

特に分家住宅ということなので、問題はないかと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1 番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1 番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2 番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、4ページを御覧ください。

議案第3号 令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和4年度第4次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和4年7月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、5ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、6ページを御覧ください。

令和4年度第4次農用地利用集積計画一覧表。

1番、富塚字阿羅久尻の1筆、中下の4筆。

地目、畑。

利用権設定面積が、5筆合計で5,763平方メートル。

種類が使用貸借権。

内容が普通畑。

期間が6年。

利用権を設定する者は、記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者は、記載のとおりです。

経営面積は65アール、更新です。

2番、神々廻字前田の3筆です。

地目は田。

3筆合計で1,337平方メートル。

種類は使用貸借権。

内容は普通畑。

期間は3年。

利用権を設定する者は、記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は、記載のとおり。

経営面積は58アール、新規です。

3番、神々廻字前田の1筆。

地目は田。

面積は488平方メートル。

種類は使用貸借権。

普通畑。

5年。

利用権を設定する者は、記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者は、記載のとおりです。

続きまして、4番、神々廻字前田の1筆です。

地目は田。

183平方メートル。

種類は使用貸借権。

内容は普通畑。

期間は5年。

利用権を設定する者は、記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおりです。

経営面積は58アール、更新です。

5番、神々廻字前田の1筆です。

地目は田。

面積は995平方メートル。

種類は使用貸借権。

内容は普通畑。

期間は5年。

利用権を設定する者は、記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおりです。

経営面積は58アール、更新です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございました。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

2番については新規ですので、地区担当員より補足説明がございます。

最適化推進委員の齊藤和博委員、お願いします。

齊藤和博委員 推進委員の齊藤です。

田んぼで今現在きれいにはなっていますが、義務者のほうについては休耕していて、ちょうど今、権利者がやっている隣ということで、権利者が今後、小麦についてチャレンジしたいということで、ここを借りて行いたいと。

義務者のほうは条件として、荒らさないことを条件に貸したということです。

以上です。

笠井会長 地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

伊藤委員。

伊藤 治委員 農業委員の伊藤です。

こちら2番が新規ということなのですが、更新の3、4、5のほうは、大体きちんと管理されているのでしょうか。

齊藤和博委員 今、現場を見てきましたけども、物自体はきちんと作付けをしています。

田んぼですけれども、田んぼについてもきれいに管理はされているということです。

また、市川のほうから毎日通ってきているということで、そこそこ熱心にやっています。

以上です。

伊藤 治委員 きれいに耕作されているということで、現状も何の問題もないということでしょうか。

齊藤和博委員 はい。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和4年度第4次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局大野です。

7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和4年7月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

8ページを御覧ください。

①として、農地法第3条の3第1項の規定による届出になります。

続きまして、9ページを御覧ください。

②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出になります。

続きまして、10ページを御覧ください。

③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、11ページを御覧ください。

④農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

続きまして、表紙に返っていただきまして、報告協議事項の(2)その他で、8月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切りが7月22日金曜日、事前審査会が8月2日火曜日、第2班、午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会が8月9日火曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2、3になります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人